

## S A G A 2 0 2 4 競技役員等編成基本方針

平成 27 年（2015 年）12 月 24 日  
第 1 回 常任委員会 決定  
平成 30 年（2018 年）7 月 18 日  
第 7 回 常任委員会 一部改正  
令和元年（2019 年）5 月 29 日  
第 9 回 常任委員会 一部改正  
令和 2 年（2020 年）10 月 23 日  
第 8 回 総会 一部改正

- 1 国民スポーツ大会における競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」及び同細則並びに「国民体育大会 各競技開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備（実行）委員会（以下、「佐賀県準備（実行）委員会」という。）が、会場地市町準備（実行）委員会及び県・中央競技団体と十分協議をして行うこととする。また、全国障害者スポーツ大会における競技役員等の編成は、国民スポーツ大会に準じて行うこととする。
- 2 競技役員等の編成は、それぞれの大会において 1 人 1 競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・推進を図るため、できる限り県内役員で行い、競技団体及び会場地市町の実情に即し、適正な配置を行うこととする。
- 3 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力を得られるよう配慮することとする。